

## ～新型コロナウイルス感染症関連～ 国民健康保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した世帯は、町へ申請することにより、国民健康保険税の減免を受けられる場合があります。

### 【対象となる世帯】

下記に当てはまる場合は、国民健康保険税が減免になります。

1. 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を負った世帯
2. 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)の減少が見込まれ、次の要件のすべてに該当する世帯
  - ・主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
  - ・主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること
  - ・主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

### 【申請期間】

令和3年3月31日(水)まで

### 【その他】

減免割合や申請書類の入手等、詳しくは町ホームページをご覧ください。

<http://www.town.nogi.lg.jp/pagepage003040.html>



問税務課 ☎(57)4122

### 町ホームページに掲載する バナー広告を募集します

1 枠当たり：7,000円/月  
 天地60ピクセル、左右120ピクセル、  
 容量8KB以内、形式GIF・JPEG  
 ※審査の結果、掲載できない場合があります。  
 ※詳しいことはお問い合わせください。

問総務課 ☎(57)4134

## ～新型コロナウイルス感染症関連～ 固定資産税の軽減

### 【対象者】

令和2年2月～10月の任意の連続する3か月の事業収入の前年同期比減少率が30%以上である中小事業者等(※)

※常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人  
 ※資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数が1,000人以下の法人

### 【軽減対象】

事業用家屋及び設備等償却資産に対する令和3年度固定資産税

### 【軽減率】

令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の事業収入の前年同期比減少率	軽減率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上減少	全額

### 【申請期間】

令和3年1月4日(月)～2月1日(月)  
 (当日消印有効)

### 【申請方法】

1. 申請書を町ホームページ又は町税務課で取得してください。
2. 認定経営革新等支援機関等(以下認定支援機関)の確認を受けてください。  
 認定支援機関によって確認に時間がかかる場合がございます。お早めの準備をお願いします。
3. 下記書類を町税務課まで提出してください。
  - ・申請書(認定支援機関の確認印が押されたもの)
  - ・収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)
  - ・特例対象家屋の事業用割合を示す書類(該当がある場合、青色申告決算書の写しなど)

### 【認定支援機関】

認定を受けた税理士・会計士及び県中小企業団体中央会・商工会などが認定支援機関となっております。対象認定支援機関など詳細については、町又は中小企業庁ホームページで確認してください。

問税務課 ☎(57)4123